

教え子にセクハラ

県立大の男性
准教授懲戒処分

県立大は31日、教え子の女子学生に性的嫌がらせ(セクハラ)をしたとして、男性准教授を同日付で、停職15日の懲戒処分にしたと発表した。

県立大によると、准教授は2009年8月7日深夜、静岡市内の飲食店で学生と2人で酒を飲んだ帰り道、路上や公園で学生の体を触ったりキスをしたりした。当時、准

教授は学生の指導教官だった。学生は大学に行きづらくなり、授業を欠席しがちになったという。

同月、学生はセクハラ相談員の教員に相談し、その後複数回、臨床心理士のカウンセリングを受けた。10年7月、学生が学内のセクハラ防止・対策委員会に被害救済申立書を提出したのを受けて、県立大は准教授を学生の指導教官から外した。

木苗直秀学長は「職員向けのセクハラ防止研修会の回数を増やすなど、再発防止策を強化する」とコメントした。

准教授は事実を認め、「教員としてあるまじき行為だった」と話している。